

鉄砲火薬類に関すること。

- 造保安責任者及び販売主任者の試験を実施すること。
- 2 同法第 20 条第 1 項ただし書の規定により指定完成検査機関の指定をすること。
- 3 同法第 35 条第 1 項第 1 号の規定により指定保安検査機関の指定をすること。
- 4 同法第 50 条の規定により容器検査所の登録をすること。
- 5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 38 条の 5 の規定により液化石油ガス設備士の試験を実施すること。
- 6 武器等製造法（昭和 28 年法律第 145 号）の規定による猟銃等の製造及び販売事業の許可をすること。
- 7 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）の規定による信号焰管、信号火せん及び煙火の製造、産業、娯楽、スポーツ及び救命の用に供する火工品の製造並びに火薬類の販売営業の許可をすること。

- こと。
- 2 同法の規定による完成検査、保安検査又は輸入高圧ガスの検査を行うこと。
- 3 同法の規定により製造保安責任者又は販売主任者の免状を交付すること。
- 4 同法第 39 条の規定による緊急措置をすること。
- 5 同法第 62 条の規定による立入検査をすること。
- 6 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 3 条の規定による販売事業の登録をすること。
- 7 同法の規定による保安機関又は液化石油ガス販売事業者の認定をすること。
- 8 同法第 35 条第 1 項の規定による保安業務規程の認可をすること。
- 9 同法の規定による貯蔵施設等の設置又は充てん設備の許可をすること。
- 10 同法の規定により完成検査及び保定検査を行い、検査証を交付すること。
- 11 同法第 38 条の 4 の規定による液化石油ガス